

3. 九州・山口9県災害時応援協定関係

九州・山口９県災害時応援協定

（趣 旨）

第１条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口９県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口９県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

（支援対策本部の設置）

第２条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口９県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

（支援対策本部の組織）

第３条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

２ 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

３ 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

４ 本部長は、必要に応じ九州・山口９県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

５ 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

６ 九州・山口９県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第５条第１号から第５号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

（本部長の職務の代行）

第４条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

２ 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

３ 前条第１項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

（応援の種類）

第５条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号から第5号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第 11 条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成 23 年 10 月 31 日から適用する。
- 2 九州・山口 9 県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口 9 県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

平成 23 年 10 月 31 日

福岡県知事

宮崎県知事

佐賀県知事

鹿児島県知事

長崎県知事

沖縄県知事

熊本県知事

山口県知事

大分県知事

九州・山口９県災害時応援協定実施要領

（趣 旨）

第１条 この要領は、九州・山口９県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

（支援対策本部事務局の組織及び業務）

第２条 協定第３条第５項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第１条に規定する九州・山口９県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

２ 事務局の業務は、協定第１０条第１項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

３ 協定第４条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

（各県の総合連絡担当部局）

第３条 協定第３条第６項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

（応援要請に係る手続等）

第４条 協定第６条各項（第２項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

２ 被災県は、協定第５条第６号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第５条第２号から第５号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

（応援地域の割当て）

第５条 協定第７条第１項により応援担当県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

２ 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域

を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

- 2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
- 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
- 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

- ア 応援をした県が定める規程により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
- イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難しいと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

九州・山口９県災害時応援協定に基づく飲料水の 提供に係る応援に関する実施細目

（趣 旨）

第１条 この実施細目は、九州・山口９県災害時応援協定（以下「協定」という。）第５条第二号に規定する「飲料水の提供」に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条 被災県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 応援給水のための連絡調整
- (4) 応急復旧のための連絡調整
- (5) 厚生労働省、日本水道協会等の関係機関との連絡調整
- (6) 給水に係る衛生措置等の指導
- (7) その他飲料水の提供に関し必要な事項

（連絡担当部局）

第３条 協定第３条に基づく担当部局（以下「連絡担当部局」という。）は、別表１のとおりとする。

（応援要請手続等）

第４条 協定第６条第１項の規定による要請を受けた九州・山口９県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）の連絡担当部局は、その旨を各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

- ２ 会長県は、この実施細目の実施について、必要に応じ、各県に対し応援の要請ができるものとする。

（応援対策本部の設置）

第５条 会長県は、必要に応じて、被災県に隣接する県等の協力を得て、被災地又は被災地に隣接する市町村等に応援対策本部を設置するものとする。

- ２ 会長県は、前項の規定により応援対策本部を設置した場合には、速やかに各県の連絡担当部局に連絡するものとする。
- ３ 応援対策本部は、第２条に定める応援の総合調整を業務とし、その遂行に当たっては被災県との連携の下に行うものとする。
- ４ 応援対策本部の業務の指揮は、会長県が行い、当該業務の役割分担については、会長県の定めるところによる。

（応援職員等）

第６条 会長県は、応援に必要な職員について、あらかじめ各県と協議するものとする。

- ２ 各県は、速やかに応援を行うために、あらかじめ応援体制を検討しておくとともに、別表第２に掲げる応援資機材等について、必要に応じ、応援職員に携行させるものとする。

（応援期間）

第7条 会長県は、各県が行う応援の期間について、被災県と協議の上、定めるものとする。

（応援能力の報告）

第8条 各県は、応援可能資機材等について、年度末現在の保有状況等を別記様式により調査し、翌年度の5月末までに会長県に報告するものとする。

（水道事業者等への協力依頼）

第9条 各県は、災害発生時において、速やかに応援ができるよう水道事業者等と事前に応援体制について協議しておくものとする。

2 各県は、必要に応じて、水道事業者等に応援を依頼するものとする。

（情報の収集）

第10条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、情報を収集するものとする。

- （1）連絡担当部局の連絡体制
- （2）災害時における応援可能な資機材の整備
- （3）水道事業者等に対する緊急時連絡体制
- （4）応援対策本部設置時における携帯機器等の整備
- （5）給水拠点（水道地図等）の情報
- （6）その他必要と認められる情報

2 各県は、前項第5号に規定する事項を把握したときは、当該事項を記載した図面等を会長県及び副会長県に提出するものとする。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

（会議の開催）

第11条 会長県は、この実施細目における内容確認及び意見交換のため、必要があるときは、各県の連絡担当部局の会議を開催するものとする。

（協 議）

第12条 この実施細目に定める事項について疑義が生じた場合又はこの実施細目に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別記様式

災害時応援可能資機材等調査表

県名	長崎県	水道事業者名		作業時点	令和 年 月 日
局（課）名	水道局		記載者名		
電話（代）			FAX	番号	
電話（直）				送付先	
防災無線			携帯電話		
責任者 （職名） （電話）	氏名		副責任者 （職名） （電話）	氏名	
	昼間			昼間	
	夜間			夜間	
項 目	内 容		数 量	応 援 の 条 件	
応援体制の整備状況			備考	調査項目は、車両、給水容器、船舶及び機材とする。	

九州・山口9県災害時応援資機材一覧

R6.3.31現在

県 名		長 崎 県									
水道事業者名		長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	西海市
車 両	給水車 (2t)	1	1		1	1	1	1			1
	給水車 (3t)										
	給水車 (4t)									1	
	トラック	(1t)	1	2tダンプ	1	2tトラック	1	2tダンプ	1	3tダンプ	2tダンプ
機 器	軽トラック										1
	クレーン車										
	その他	緊急車	小型パンプ	パンプ 3tパンプ	軽貨物車	20	小型パンプ (SUS製、 ポリ製)	6	(SUS製1,200ℓ ポリ製5)	5	
	給水タンク(2,000ℓ)										1
給 水 容 器	給水タンク(1,800ℓ)										
	給水タンク(1,500ℓ)	1		(アルミ製)	1						
	給水タンク(1,200ℓ)							4			
	給水タンク(1,000ℓ)	4		(内7ℓは製1)	4	(内7ℓは製5)	9	6			3
	給水タンク(700ℓ)										
	給水タンク(500ℓ)		1		5						7
	給水タンク(300ℓ)					4			(SUS製1,ポリ1)	2	
	給水タンク(250~250ℓ)				(250ℓ)	2			(ポリ2)	2	
	給水タンク(200ℓ)										1
	給水タンク(70ℓ)										
	ポリ容器(70ℓ)	6									
器 材	ポリ容器(55ℓ)										
	ポリ容器(20ℓ)										
	ポリ容器(18ℓ)						53	63		25	20
	ポリ容器(15~16ℓ)				(15ℓ)	82				10	
	ポリ容器(10ℓ)						126	39		30	
	その他(バット、トイ他)	4,500	200	非常用給水袋6ℓ	1,000	2,000	1,000	300		(給水袋6ℓ) 100	(給水袋10ℓ) 100
	緊急給水装置	5			0						
	ろ過機										
	発電機	1	1	1	47	4	1	2	1	1	
	発光機	1			2			1			
管 類	鉄管切断機	1									
	電動スジ切機	1		1							
	水中ポンプ	2				2	2				
	その他				消火栓用装置 給水栓	14	2	3	5		エンジンポンプ 2
	長管 (50mm)										
	長管 (75mm)										
継 手 類	長管 (100mm)										
	長管 (150mm)										
	継手類										

九州・山口9県災害時応援資機材一覧

県名	長崎県										長崎県 合計
	雲仙市	南島原市	長与町 (1,8t)	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	
車	給水車(2t)		1								7
	給水車(3t)	1									1
両	給水車(4t)										1
	トラック	2tダンプ	1			2tダンプ	1			2tダンプ	15
向	軽トラック		1	1	1	1	3	2	1	1	17
	フレールン車										0
	その他										25
	給水タンク(2,000ℓ)										12
給	給水タンク(1,800ℓ)										2
	給水タンク(1,500ℓ)	(SUS製)	1			SUS製 7tに製	1				9
水	給水タンク(1,200ℓ)										1
	給水タンク(1,000ℓ)	2	3		2				1	1	43
容	給水タンク(700ℓ)										1
	給水タンク(500ℓ)	4		1	3		2	2		2	52
器	給水タンク(300ℓ)			1							10
	給水タンク(250～250ℓ)										2
	給水タンク(200ℓ)		1		1						3
	給水タンク(70ℓ)										0
	ポリ容器(70ℓ)										6
	ポリ容器(55ℓ)										0
	ポリ容器(20ℓ)	10			4		33	30	13	14	456
	ポリ容器(18ℓ)								11	5	26
	ポリ容器(15～16ℓ)									1	83
	ポリ容器(10ℓ)				3				2		210
器	その他(給水袋など)	3,100	630	200		350			6t	80	18,828
	その他(ポンプ、他)		(5t)	(6t)		(6t)				給水袋(6t)	6,756
材	応急給水装置		6,756				1			2	8
	ろ過機										1
	発電機										66
	発光機		1		1			1	2		4
	鉄管切断機										4
	電動ネジ切機										5
管	水中ポンプ										22
	その他	可搬ポンプφ50	1								0
類	長管(50mm)										0
	長管(75mm)										0
	長管(100mm)										0
	長管(150mm)										0
	継手類										0